

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第542号）

2021年3月22日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 直近の重要政策

#### マクロ政策

[中華人民共和国国民経済と社会発展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱](#)  
(国務院、3/12)

[風力発電及び太陽光発電等の業界の健全な発展促進に向けた金融支援の強化に関する通知](#)  
(発展改革委員会、3/12)

[インターネット取引監督管理弁法](#) (国家市場監督管理総局、3/15)

#### 金融政策

[多国籍企業のクロスボーダー資金使用を更に便利化](#) (中国人民銀行、国家外貨管理局、3/12)

### ■ 注目トピックス

国務院(政府)は3月12日、新華社を通じて、第13期全国人民代表大会(全人代、国会に相当)第4回会議で、国民経済の中期目標などを定める第14次五カ年計画(2021～2025年)及び2035年までの長期目標が採択され、全文公開されました。最高指導部は「持続可能な質の高い発展」に向けて取り組む姿勢を明確にしています。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

#### みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

中華人民共和国国民経済と社会発展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱

(原文：中華人民共和国国民経済和社会发展第十四个五年规划和2035年远景目标纲要)

國務院 2021年3月12日公布

【主要内容】

- 第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標は全19編、65章で構成され、「イノベーションによる成長の牽引」、「現代産業体制の発展加速」、「強大な国内市場と新たな発展構造の形成」、「デジタル中国の建設」、「農村の全面的な振興」、「新たな都市化戦略の整備」、「地域の協調的な発展の促進」、「グリーン発展の推進」、「対外開放の高度化への取り組み」、「党・国の監督体制の健全化」などのテーマごとに、発展の方向性を示した
- 「イノベーションによる成長の牽引」の編では、次世代人工知能(AI)や量子情報、集積回路(IC)、脳科学、遺伝子やバイオ、臨床医学、宇宙、深海など極地探査の分野に照準を合わせ、「国家重大科学技術プロジェクト」として研究を強化するとした
- 「現代産業体制の発展加速」の編では、「製造強国」に向けて、基礎となる部品やソフト、材料、技術といった製造業の競争力向上に注力していく方針を示した。具体的にはレアアース機能性材料や特殊鋼材、高温合金、高機能セラミックス、高性能繊維・樹脂、フォトレジスト、高速鉄道や地下鉄の車両、建設・工作機械、クルーズ船、航空エンジン、原子力発電、ロボット、衛星測位システム(GPS)「北斗」の応用普及、ハイエンド医療機器・先発医薬品、農業機械、新エネルギー車・ICV車に利用される動力システムやソフトウェアなどが挙げられる。製造業の高度化やサプライチェーンの現代化、企業の経営コスト削減に取り組む。戦略的新興産業のクラスター化、グリーン化を推進し、GDPに占める戦略的新興産業の付加価値の比率が17%を超えることを目指す
- 「強大な国内市場と新たな発展構造の形成」の編では、国内大循環を実現するため、多様化、高級化が進む需要に対応できるよう、供給体制を最適化していく。「中国ブランド創出計画」を展開し、化粧品やアパレル、電子製品などで一流ブランドを育成していくとした。国内外の経済が互いに促進し合う「双循環」について、先進製造業や、サービス業への外資参入拡大、越境ECの発展加速、貿易活動のデジタル化なども進める
- 「デジタル中国の建設」の編では、デジタルエコノミーの発展を推進し、従来型産業においてデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルやけん引役を育成するとした。具体的にはクラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、インダストリアルインターネット、ブロックチェーン、AI、仮想現実(VR)・拡張現実(AR)などが挙げられる
- 「党・国の監督体制の健全化」の編では、人民代表大会制度の整備に取り組み、人民代表大会による政府と党委、裁判所と検察庁への監督を強化するとした
- 第14次五カ年計画の主要目標については、以下の通りである
  - ① GDP成長率：2020年は2.3%、2021～2025各年は状況に基づき設定する
  - ② 労働生産性成長率：2020年は2.5%（予想値）、2021～2025年はGDP成長率を上回る
  - ③ 常住人口ベースの都市化率：2019年は60.6%、2025年は65%
  - ④ R&D投資伸び率：第13次五カ年計画期間を上回る
  - ⑤ 1万人当たり発明・特許の保有件数：2020年は6.3件、2025年は12件
  - ⑥ デジタルエコノミーの中心産業の付加価値がGDPに占める比率：2020年は7.8%、2025年は10%
  - ⑦ 1人当たり可処分所得伸び率：2020年は2.1%、2021～2025年はGDP成長率と同水準
  - ⑧ 都市部調査失業率：2020年は5.2%、2021～2025年は5.5%未満
  - ⑨ 基本養老保険（年金保険）加入率：2020年は91%、2025年は95%
  - ⑩ GDP当たりのエネルギー消費量：2021～2025年は累計で13.5%低下
  - ⑪ GDP当たりの二酸化炭素(CO2)排出量：2021～2025年は累計で18%低下
  - ⑫ 地級以上の都市での大気の水質が「優良」となる日の比率：2020年は87%、2025年は87.5%
  - ⑬ 森林カバー率：2019年は23.2%、2025年は24.1%
  - ⑭ 主要作物の生産能力：2025年は6.5億トンを上回る
  - ⑮ エネルギーの生産能力：2025年は標準炭換算で46億トンを上回る
- ①～⑨は予測目標、⑩～⑮は拘束力を伴う目標

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content\\_5592681.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm)

### 風力発電及び太陽光発電等の業界の健全な発展促進に向けた金融支援の強化に関する通知

(原文：关于引导加大金融支持力度 促进风电和光伏发电等行业健康有序发展的通知)

发改運行 [2021] 266 号

発展改革委員会 2021 年 3 月 12 日公布

#### 【主要内容】

- 2030年までにCO2排出をピークアウトさせ60年までに実質ゼロにする目標を達成するため、風力発電や太陽光発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの発展に一層力を入れなければならない
- 金融機関はビジネスの原則に基づき、貸出の延長、ロールオーバー、返済期間の調整などにつき再生可能エネルギー企業（以下、企業）と話し合って決めることが可能である
- 金融機関は法に従い、市場原理に基づき、企業に対し、補助金つなぎ融資を提供することが可能である。融資金額や期間、利率などにつき双方は話し合って決める。融資金額は未収補助金の金額を上限とする
- 企業の利息負担を減らすため、国の関係部門は未収補助金や、融資金額、利率などを参考に、企業に対し相応のグリーン電力証書を発行することが可能である。企業による市場での証書取引を認める
- 補助金の原資を確保するために、再エネ賦課金の十分な徴収を確保しなければならない。再エネ賦課金の徴収につき、地方政府の無断減免または差別的取扱いを禁止する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202103/t20210312\\_1269410.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202103/t20210312_1269410.html)

### インターネット取引監督管理弁法

(原文：网络交易监督管理办法)

国家市場監督管理総局令第 37 号

国家市場監督管理総局 2021 年 3 月 15 日公布、2021 年 5 月 1 日実施

#### 【主要内容】

- 中国本土において、インターネットなどの情報ネットワークを通じ商品を販売するまたはサービスを提供する行為は本弁法の適用対象となる。このほかSNSやライブコマースなどを通じて行われる商品販売やサービス提供も本弁法を適用する
- ネット通販業者は商業登記をしなければならない。個人による清掃や裁縫、理髪、引っ越し、鍵交換、下水管修理、家電・家具修理等のサービス提供や年間売上が10万元以下の個人事業者につき、『電子商務法』第10条に基づき商業登記が不要となる
- ネット通販業者は、架空取引やユーザー評価（点数）の捏造、不正な口コミ、「良い評価」を「悪い評価」の上に置くなどユーザー評価の不当表示、ステルスマーケティング、アドフラウド、嫌がらせ口コミ、風評流布などを行ってはならない
- ネット通販プラットフォーム運営事業者は毎年1月と7月に所在地の省級市場監督管理部門に対し、そのプラットフォームを利用するネット通販業者の関連情報を報告しなければならない
- 市場監督管理部門は違法行為の疑いがあるインターネット取引に対し、立入検査や事情聴取、関連資料・データの調査複製等を実施することが可能である
- 本弁法は不正行為のあるネット通販業者や、ネット通販プラットフォーム運営事業者、職責を怠る公職者等への罰則も明記している
- 本弁法は2021年5月1日より施行する。国家市場監督管理総局の前身である国家工商行政管理総局が2014年1月26日に発布した『インターネット取引管理弁法』は廃止となる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://gkml.samr.gov.cn/nsig/fgs/202103/t20210315\\_326936.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsig/fgs/202103/t20210315_326936.html)

## 多国籍企業のクロスボーダー資金使用を更に便利化

(原文：中国人民银行 国家外汇管理局进一步便利跨国公司跨境资金统筹使用)

中国人民銀行、国家外貨管理局 2021 年 3 月 12 日公布

### 【主要内容】

- 深圳、北京における信用レベルの高い多国籍企業を対象に、人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理などを試行する。主な内容は以下の通りである
- ① 既存の各種プーリング業務を統合し、多国籍企業における人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理を実現する<sup>1</sup>
  - ② マクロプルーデンス管理モデルに基づき、外債利用と域外貸付枠を適度に調整し、クロスボーダーファイナンスの自主性及び資金の使用効率を高める<sup>2</sup>
  - ③ 資金の移動及び使用を更に便利にする。主宰企業の国内資金メイン口座における元転資金による人民元国内資金メイン口座への直接入金を可能とする。国内資金メイン口座における資金によるメンバー企業の口座への直接入金を可能とする
  - ④ 一定限度額内に購入した外貨資金による国内資金メイン口座への入金、対外支払いへの使用が可能である
  - ⑤ 事中・事後の監督・管理を強化する。統計・モニタリングやリスク評価、遠隔審査・立入検査を強化しクロスボーダー資金移動のリスクを防止する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2021/0312/18525.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

<sup>1</sup> 国家外貨管理局は2019年3月に「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」を公布。多国籍企業のクロスボーダー資金集中運営業務における国内・国際外貨資金メイン口座を国内資金メイン口座として統合した上、取扱通貨に人民元を追加することで、人民元・外貨一本化の資金集中管理に向けた土台を構築しました。その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第485号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> 現在、外債利用枠は純資産の2倍、対外融資の域外貸付枠は純資産の50%を上限とする